

令和4年度三原市関係人口創出支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

標記業務を適切かつ良好に実施する能力を有する事業者を選定するため、企画提案を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和4年度三原市関係人口創出支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

(4) 予算額

7,500,000円（消費税相当額及び地方消費税相当総額を含む。）

ただし、三原市議会において令和4年度予算が議決されない場合は、契約を行わないものとする。

※上記金額には、仕様書4（2）に記載の関係人口専用LINEミハライズの管理運営費用である128,700円（消費税相当額及び地方消費税相当総額を含む。）を含みます。

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公示日から契約締結日までの間のいずれの日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 公示日から契約締結日までの間のいずれの日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (5) 三原市内に本店又は支店その他営業所を有する者であること。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始（実施要領等の公表・配付開始）	令和4年2月25日（金）
質問書の提出期限	令和4年3月2日（水）
質問書の回答期限	令和4年3月4日（金）
参加表明書の提出期限	令和4年3月7日（月）
企画提案書の受付期間	令和4年3月7日（月）～3月17日（木）
企画提案審査（ヒアリング又は書面）	令和4年3月22日（火）
選定結果通知（予定）	令和4年3月28日（月）

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「令和4年度三原市関係人口創出支援業務に係る質問」とし、送信すること。なお、受信確認のため、提出した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和4年3月2日(水)17時00分まで【必着】

(3) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年3月4日(金)17時00分までに、三原市ホームページへ掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号） 1部

イ 添付書類（該当者のみ ※を参照） 1部

※令和3・4年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも記載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(イ) 印鑑証明書 ※写し可

(ウ) 決算書の写し（申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）

(エ) 市税の滞納のない証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書((その3)または(その3の3))※写し可

ウ 会社概要書（様式第3号）

エ 関連業務実績書（様式第4号）

オ 協力会社概要書（様式第5号）

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(2) 提出期限

令和4年3月7日(月)17時00分まで【必着】

(3) 提出方法

郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）又は持参

(4) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 見積書 8部（正本1部、副本7部）

・様式は任意とするが、合計金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）のみではなく、業務ごとの内訳も明記すること。

・押印は1部で、他は複写（製本不要）とする。

イ 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

(ア) 一般事項

- ・用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等でやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ・ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ・企画提案書は、ヒアリングによる審査を想定し、20分以内に説明できるよう、全体を構成すること。
- ・提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
- ・実現可能な提案であること。

(イ) 企画提案事項

本業務の仕様書を踏まえ、次の項目及び順序により企画提案書を作成すること。

区分	項目	記載内容
業務内容 (仕様書4)	(1) 【仕組みづくり】 都市・地域ニーズに応じたマッチングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で考える、関わりしろとなり得るテーマ（地域資源や課題）及び都市と地方をつなげる手法 ・連携を予定する事業者とその役割 ・オンラインセミナーの開催概要（テーマ、ターゲット、集客方法など）の提案 ・事業者連携を円滑に実施するための手法
	(2) 【場づくり】 地域や関係人口との接点の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル接点において、継続的な関係性（三原のファンづくり）を構築するための効果的プロモーションづくりの提案 ・都市と地域をマッチングする受入れ体制の提案（拠点「場」の在り方について盛り込むこと） ・デジタル接点から移住定住へと深化させる手法の提案
	(3) 【コミュニティづくり】 中間支援組織を軸とした運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ミハラポートセッションの開催企画提案とコミュニティ構築手法 ・都市部における関係案内人の発掘方法と都市部と地域の連携・協働をすすめる仕組み
	(4) 自立自走に向けた事業計画書の策定	マネタイズモデルの提案
業務実施	(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施・運営体制 各業務を確実に実施・履行する組織体制 ・人員配置及び役割分担 各業務実施に当たっての責任者の配置、役割分担及び連絡体制 ※業務の実施体系図を作成すること ・本業務に関連する事業者との連携手法
	(2) 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績 本業務に類似する業務の実績がある場合はその内容を記載
	(3) 工程・スケジュール	業務工程・スケジュール 提案内容の業務工程やスケジュールを記載

- (2) 提出期限
3月17日(木)17時00分まで【必着】
- (3) 提出方法
郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等，追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）又は持参
※持参の場合，受付時間は，開庁日の8時30分から17時00分までとする。
- (4) 提出先
「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

8 審査方法及び基準

- (1) 選定委員会の設置
企画提案の審査及び優先契約交渉事業者の選定のため，市職員で構成する選定委員会を設置する。
- (2) 審査方法
選定委員会において，提出された企画提案書の資料について別表1の評価基準に基づき採点し，最も点数が高かった提出者を優先契約交渉事業者として選定する。
審査は原則書面により行うが，企画提案書の内容について確認を要する場合，一部の提出者を対象にヒアリングを行う。
ア 対象者には個別に連絡し，実施日程・場所等は調整する。
イ 1社につき40分間（説明20分，質疑20分）以内を予定し，事前に提出した企画提案書を用いて行うこととする。当日の資料差し替え，追加は認めない。
- (3) 審査基準
審査は，別に定める審査基準を使用して行い評価基準点に満たない場合は，候補者の選定を中止する。
- (4) 審査結果の通知
審査結果については，企画提案書の提出があった全事業者に文書で通知する。なお，優先契約交渉事業者と仕様書等の協議が整わない場合は，提案を不採用とする可能性がある。
- (5) 選定結果の公表
選定結果は市ホームページに公表する。公表内容は次のとおりとする。
ア 契約の相手方
イ 契約金額
ウ 契約期間
エ 全参加者名，評価結果（各評価項目における詳細）
オ 議事録

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は，提案者が負担する。
- (2) 関係人口専用LINEミハライズの開発事業者情報は参加表明書提出者に対し通知する。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は，本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合，提出書類を無効とする。
- (6) 企画提案書等の著作権は，原則として当該提案者に帰属する。ただし，採用した企画提案書等の著作権は，発注者に帰属する。
- (7) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。
- (8) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続きは，三原市契約規則（平成17年三原市

規則第 63 号) による。

(9) 優先契約交渉事業者は、契約締結後、令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続きを行うものとする。

(10) 提出書類については、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づき公開する。

10 書類等提出及び問い合わせ先

三原市経営企画部地域企画課（本庁舎 4 階） 担当：本郷，入江

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

電 話：0848-67-6011(直通) Fax：0848-64-7101

E-Mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

別表 1

評価基準

区分	提案項目 (評価対象)	配点
企画提案 評価	(1) 【仕組みづくり】 都市・地域ニーズに応じたマッチングの実施	110 点
	(2) 【場づくり】 地域や関係人口との接点の提供	
	(3) 【コミュニティづくり】 中間支援組織を軸とした運営体制の構築	
	(4) 自立自走に向けた事業計画書の策定	
業務実施 評価	実施体制	30 点
	業務実績	
	工程・スケジュール	
価格 評価	見積金額	10 点
計		150 点